

だ谷 考人 (一社)日本寄附支援センター 代表理事 中日綜合法律事務所パートナー弁護士)

愛知県名古屋市出身

1999年3月 名古屋市立菊里高等学校卒業

2004年3月 慶應義塾大学経済学部経済学科卒業(学士)

2007年3月 南山大学法務研究科修了(法務博士)

2008年9月 新司法試験合格

2009年12月 最高裁判所司法研修所修了(新62期)

弁護士登録 (愛知県弁護士会)

2015年1月 永井・江坂法律事務所((現)中日綜合法律

事務所)パートナー就任

2023年 (一社) 日本寄附支援センター設立代表理事就任



得意 · 関心分野

企業法務(労務管理・事業承継)、企業顧問業務(各種企業・医療法人・歯科医院・介護福祉施設・不動産業者・鍼灸マッサージ 治療院・接骨院・飲食店・学校法人・保険代理店)、社外取締役・監査役、不動産法務、高齢者向け財産管理、相続(遺言作成・ 遺産分割・相続税対策)、交通事故(死亡事後・後遺障害等級認定)、(在日)韓国・朝鮮法務

所属団体等

相続問題解決センター、遺言作成研究会、交通死亡事故・後遺障害等級認定研究所、不動産研究会、不動産三田会、高齢者財産管理センター、愛知県弁護士会高齢者・障がい者委員会、介護福祉施設業協会、東洋医学法律問題研究会、名古屋三田会

著書・講演

介護福祉施設主催の講演会『認知症入所者に対するリスクマネジメント』 税理士法人主催の講演会『労働事件の基礎』

中小企業基盤整備機構主催の講演会『契約書作成』 直近のもののみ記載

<遺贈寄附とは>

人生最期に残った財産の一部で、自分の思いを未来に遺す方法

相続人が不存在の場合、遺産は国庫に納められます。一方、遺贈寄付では、NPO団体、公益法人、教育機関、地方自治体などに相続を寄付することで、自分が実現したい社会への取り組みを応援することができます。

また、遺贈寄付は「亡くなった後」に生前に使いきれなかった財産を寄付するという仕組みなので、老後のお金の心配をする必要もありません。



- 1.遺産の使途を自分で決められる
- 2.少額からでも寄付ができる
- 3.老後資金の心配がいらない
- 4.後世に想いや名前を遺せる

<社団法人設立>

- ①高齢者世帯 ②独居世帯 ③子なし世帯 ④親族の関係性が希薄な世帯
- の遺産・残余財産を寄附を通じて有効活用する社会を構築するために
- 一般社団法人日本寄附支援センターを設立

寄附者に生きた証や喜び・満足感等を提供するとともに、より良い日本社会を創造するために遺贈寄附の支援を様々な関連企業・団体・行政と連携して実施したい

<相談事例>

独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)、介護施設や高齢者 住宅、終末期病院などからの相談事例 寄附希望先は様々あります



<相談~支援の流れ>

- 1 遺言作成・保管サービス (弁護士)
- 2 寄附先紹介・選定 (日本寄附支援センター)
- 3 終活・生活の相談と支援 (サスケアリンク)
- 4 遺言執行・寄附実施 (弁護士・日本寄附センター)



<サポート体制の構築>

①【支援者紹介】

介護福祉医療事業者 高齢者住宅(公営・民間) 高齢者コミュニティ(町内会・自治会・民間) 高齢者のサポート事業をされているところ 自治体・各種士業・保険・FP・金融機関など



- (1) 貧困家庭の子供支援事業/子供の教育支援事業
- (2) 高齢者・障がい者福祉事業
- (3) 医療·製薬事業
- (4) スポーツ振興事業
- (5) 動物愛護事業
- (6) 地方創生事業
- (7) 社会的事業のスタートアップ企業支援事業



一般社団法人 日本寄附支援センター

③終活・生活の相談と支援 (サスケアリンク)

介護福祉医療 介護保険外サービス 各種士業(相続・資産・税・不動産など) 生活支援サービス 健康教室など各種健康支援事業 建築・不動産・各種買取販売 各種金融機関・FPなど

<お問合先>



熊谷 考人 (Kumagai Takato)

 $\underline{\text{TEL: 0 9 0} - 7 2 4 4 - 1 5 2 7}$

Mail:kumagai@al-lawoffice.jp